

# 所沢市地域公共交通協議会 運賃協議部会 次第

日時：令和7年11月7日（金）

場所：所沢市上下水道庁舎3階会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

（1）道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない

軽微な事案について

（2）柳瀬地区・富岡地区ところワゴンの本格運行に伴う運賃

について

## 3 閉 会

～ 資 料 ～

- 1 道路運送法第9条第4項に基づく協議会を要しない場合の目安となる考え方について【令和7年6月30日付け事務連絡】
- 2 道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見（運賃協議会の開催を要しない軽微な事案の設定について）（資料1）
- 3 道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見（柳瀬地区・富岡地区ところワゴンの運賃について）（資料2）

事務連絡  
令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の  
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和5年10月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条第2項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・新たな決済手段を追加する場合

以上

# 道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見（運賃協議会の開催を要しない軽微な事案の設定について）

資料1

期 間：令和7年10月1日～10月15日

方 法：市広報紙、ホームページにより告知。

都市計画課に提出、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請のいずれかの方法で提出。

項目	軽微な事案として運賃協議会を開催しないことに「賛成」または「反対」	意見	市の考え方
(1) 均一制運賃	軽微な事案として運賃協議会を開催しないことに「反対」	<p>均一制運賃とは、距離や時間に関係なく金額が変わらない運賃のことを言います。ところワゴンは毎月22日は乗車運賃100円の日についているので、均一制運賃ではありません。</p> <p>したがって、均一制運賃を理由として、軽微な事案として運賃協議会を開催しないことはできません。</p> <p>軽微な事案として運賃協議会を開催しないようにするのであれば、毎月22日の特別の取り扱いを中止する必要があります。</p>	<p>均一制運賃は、乗車した距離によらず運賃が変わらない制度であり、ところワゴンは均一制運賃を適用しています。</p>
(2) イベント	軽微な事案として運賃協議会を開催しないことに「反対」	<p>どのようなイベント行事を割引するかが恣意的なので、軽微な事案として運賃協議会を開催しないことはできません。</p> <p>事前に運賃協議会で軽微な事案を定義すれば、軽微な事案として運賃協議会を開催しない取り扱いをすることは可能だと思います。ただし、割引対象とするイベント行事は公共性があることが必要だと思います。</p>	<p>どのイベント行事に対して毎年の営業割引を実施するかを決定する際は、運賃協議会の開催が必要と考えます。</p> <p>運賃協議会で一度定めたイベント行事の毎年の営業割引の実施について、毎年の運賃協議会の開催を要しないものと考えます。</p>
(3) 工事	軽微な事案として運賃協議会を開催しないことに「賛成」	<p>工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合は、外的要因で、やむを得ない状況なので、恣意的な判断にはならないと思われ、客観性が保たれるので問題はないと思います。</p>	<p>近年、バス等路線上でのインフラ工事が増加しており、迂回が発生する頻度も高くなっているため、一時的な迂回について運賃協議会の開催を要しない事案として提案しているものです。</p>
(4) 決済手段の追加	軽微な事案として運賃協議会を開催しないことに「反対」	<p>新たな決済手段を追加する場合は、多くの場合設備投資を必要とし、その結果、必要経費が上昇してしまいます。</p> <p>設備投資が妥当かどうかの第3者による判断が必要だと思いますので、軽微な事案として運賃協議会を開催しないことに「反対」をします。</p>	<p>経費の増加分を運賃に上乗せする場合には、運賃協議会の開催が必要ですが、決済手段の追加に際して運賃を変更せず、利用者の負担金額が変わらない場合には、運賃協議会の開催を要しないものと考えます。</p> <p>なお、設備投資の妥当性の判断は、運賃協議会で取り扱う内容を超越しているものと考えます。</p>

## 道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見（柳瀬地区・富岡地区ところワゴンの運賃について）

資料2

期 間：令和7年10月1日～10月15日

方 法：市広報紙、ホームページにより告知。

都市計画課に提出、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請のいずれかの方法で提出。

地区	意見	市の考え方
富岡	適切な運賃である 電子決済ができるようにしてほしいです。	今後、ところワゴンの利用者を対象に、支払方法等に関するアンケート等を別途実施し、利用者の意向を把握した上で支払方法の追加を検討します。
柳瀬・富岡	その他（下の欄にご記入ください） エコ・モビリティの日（毎月22日）の取り扱いを止めて、均一運賃にすることを提案します。 乗車1回につき、 おとな 100円 こども 50円	ところワゴンの継続のため、適切な受益者負担が必要であるため、ご提案の運賃による運行は困難です。
富岡	適切な運賃である 富岡ルートは、ところバスが廃止されたらいきなり1日3便に減らされてしまい、利用したいのに、時間的に利用しづらく利用できなくなってしまっているのが現状です。 せめて、柳瀬南永井ルートの運行時間設定だと一般の人も通勤や通学で利用できるので、ぜひ施行の検討をお願いしたい。 また、バスがワゴンになった為乗車出来るスペースも狭く、隣との間隔も近く荷物の問題や降車時に奥に座ってしまっていると出入り口付近の方に一度降車をお願いするなど、高齢の方だと移動が大変で、時間を要していた場面に何度か遭遇したので、便数を増やすなど今の状況が改善の方向でご検討いただきたい。	ルート、ダイヤについては、別途検討します。

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和7年11月7日付け所沢市地域公共交通協議会運賃協議部会において、下記事項  
に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

運賃の種類、適用方法及び額については別添運賃表のとおり

2. 運賃（料金）を適用する路線又は営業区域

柳瀬地区ところワゴン

日比田ルート、南永井ルート、本郷ルート、坂之下・城ルート

富岡地区ところワゴン

ネオポリスルート、北岩岡ルート、多聞院ルート、並木通り団地経由ルート

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年3月1日から実施

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

西武ハイヤー株式会社

令和 年 月 日

所沢市地域公共交通協議会  
運賃協議部会

## 運賃の種類・額及び適用方法

### 1. 運賃の種類及び額

旅客運賃の種類			額
普通旅客運賃	片道	大人	200円
		小児	100円
営業割引運賃	ところバス・ところワゴン 共通一日乗車券	大人	500円
		小児	
		所沢市発行の特別乗車証（割引）を所持する方	
		介護保険被保険者証を所持する所沢市内在住の方	200円
		身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付きのもの）を所持する方及びその介護人	
	エコモビリティの日	毎月22日	片道：大人100円 小児 50円
旅客運賃の割引	身体障害者に対する割引 知的障害者に対する割引 精神障害者に対する割引 戦傷病者に対する割引 被爆者に対する割引 被爆者二世に対する割引 指定疾患医療受給者証の持者に対する割引	所沢市発行の特別乗車証（無料）を所持する市内在住の大人・小児	無料
	身体障害者に対する割引 知的障害者に対する割引 精神障害者に対する割引 戦傷病者に対する割引	特別乗車証（無料）を所持しない大人	普通旅客運賃の半額
	65歳以上の者に対する割引	特別乗車証（無料）を所持しない小児	小児普通旅客運賃の半額
	介護保険被保険者証を所持する者に対する割引	所沢市発行の特別乗車証（割引）又は介護保険被保険者証を所持する所沢市内在住の方	普通旅客運賃の半額
	免許証返納者に対する割引	所沢市が発行する無料乗車定期券又は無料乗車回数券を所持する所沢市内在住の方	無料
	ところバス・ところワゴン 共通一日乗車券による割引	ところバス・ところワゴン共通一日乗車券を所持する者	無料

## 2. 運賃の適用方法

- (1) この運賃は、西武ハイヤーが所沢市より委託されたところワゴンにおいて旅客を輸送する場合に適用する。
- (2) 片道普通旅客運賃は旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
- (3) 大人運賃と小児運賃の区別は、次に掲げる区分による。

大人運賃：中学生以上の者

小児運賃：小学生以下の者

旅客（6歳未満の小児を除く。）が同伴する1歳以上6歳未満の小児については旅客1人につき2人までを無料とする。また1歳未満の小児については無料とする。

- (4) ところバス・ところワゴン共通一日乗車券についての適用方法は以下のとおりとする

ア. ところバス・ところワゴン共通一日乗車券については券面記載日に限り適用する。

イ. 「旅客運賃減額第1種」の記載がある身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳又は「要介護」の記載がある知的障害者療育手帳を乗車時に提示した旅客について、旅客1人につき介護人1人の一日乗車券に係る運賃を200円とする。

- (5) 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次のとおりとする。

ア. 身体障害者に対する割引

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けていいる者及び介護人とする。

イ. 知的障害者に対する割引

療育手帳制度要項（昭和48年9月27日、厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けた者及び介護人とする。

ウ. 精神障害者に対する割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳（写真貼付のあるもの）の交付を受けている者及び介護人とする。

エ. 戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、被爆者二世健康手帳、又は特定・指定疾患医療受給者証の所持者に対する割引

以上、ア～エに該当する旅客の中で、所沢市の発行する特別乗車証（無料）を所持する市内在住の旅客について、乗車時に特別乗車証（無料）を提示した場合に無料とする。

ア～ウに該当する旅客の中で、所沢市の発行する特別乗車証（無料）に「介護あり」と標記がある場合においては、旅客1人につき介護人1人の運賃も無料とする。

乗車時にア～ウの該当者及び戦傷病者で手帳を提示した旅客については半額とする。

ア又はウの手帳に「旅客運賃減額第1種」の記載がある手帳又はイの手帳に「要介護」の記載がある手帳を所持する旅客について、乗車時に手帳を提示した場合は、旅客1人につき介護人1人の運賃も半額とする。

オ. 65歳以上の旅客に対する割引

市内に在住し、所沢市の発行する「特別乗車証」（割引）を乗車時に提示した者とする。

カ. 介護保険被保険者証を所持する者に対する割引

市内に在住し、所沢市の発行する「特別乗車証」（割引）又は所沢市の発行する介護保険被保険者証を乗車時に介護保険被保険者証を提示した者とする。

キ. 免許証返納者に対する割引

所沢市の発行する運転免許証返納者向けの無料乗車定期券又は無料乗車回数券を持参した者とする。

ク. ところバス・ところワゴン共通一日乗車券による割引

ところバス運行事業者が販売した「ところバス・ところワゴン共通一日乗車券」を乗車時に提示した者とする。

ケ. 割引の重複

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引を適用しない。